

★ ～住宅の新築やリフォーム、木材製品の購入等をお考えの皆様へ～  
林野庁 木材利用ポイント事業実施中!

スギやヒノキ等の地域材を活用した住宅の新築やリフォームをすると木材利用ポイントが発行されます。1ポイント1円相当で、全国の農林水産品や一般商品券等と交換できます。詳しくはお問合せください。

ポイント発行申請期限:平成26年7月31日

※ただし、ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限が終了する前であってもポイントの発行を終了することがありますので、ご了承ください。



佐賀県木材利用推進協議会(佐賀県木材協会内)  
☎ 0952-23-6181

★ 産地がわかる!  
米トレーサビリティ制度

〈米穀事業者の皆さまへ〉

- ◆お米や米加工品の流通には、取引記録の作成・保存と産地情報の伝達が法律で義務付けられています。
- ◆一般消費者にお米や米加工品を販売・提供する場合には、産地情報の伝達を行うことが法律で義務付けられています。

〈消費者の皆さまへ〉

◇外食店や小売店等において、メニューや店内掲示、商品の容器や包装を見ていただくと、原料米の産地がわかります。

九州農政局 佐賀地域センター  
流通監視担当 ☎ 0952-23-3133

📢 11月9日(土)から15日(金)まで  
秋の全国火災予防運動

平成25年度全国統一防火標語  
《消すまでは 心の警報 ONのまま》

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、市民の皆さまに火災予防の意識を高めていただき、火災の発生を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的に実施しています。

これから寒くなるにつれ、暖房器具を使用することになりますが、使用する前には必ず点検を行いましょ。また、火気の取扱いには十分注意しましょ。

「3つの習慣」

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。

「4つの対策」

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

武雄消防署 予防係 ☎ 0954-23-2151

★ 防災行政無線の音声案内サービスを行っています

防災行政無線は、大雨や台風などの災害情報、避難情報やその他の緊急的な情報を屋外スピーカーから放送するものです。

市では、音声を聞き取りやすくするため改善をおこなっていますが、周囲の建物等の反響などにより聞き取りにくい場合も考えられます。

このような場合に放送内容を電話で確認できるよう「音声案内サービス」を行っておりますのでご利用ください。

音声案内サービス電話番号 0954-23-9200

総務課 ☎ 0954-23-9315

## みどり法律事務所

弁護士 鬼橋正敏(佐賀県弁護士会所属)  
弁護士 福田孝(佐賀県弁護士会所属)

事務所 〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下5663-2  
TEL 0954-22-6331 FAX 0954-22-6332

【有料広告】